

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年10月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            2番 黒澤 ちよ子            3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳            5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司  
7番 本間 仁一            8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志  
10番 小野 博            11番 渡沢 寿            12番 伊藤 圭一
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
13番 鈴木 正徳
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二  
同 上 事務局長補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第14号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 議第40号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第7 議第42号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について



議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第40号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。  
1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計70㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 310㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いいたします。  
議第40号1番及び2番の全2件に係る現地調査については、高橋茂推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

嶋貫農地係長 10月20日に高橋茂推進委員より電話で連絡を頂戴いたしました。  
1番の案件につきましては、譲受人の■■■■の農地に隣接するところをございまして、耕作されていることを確認したとご報告をいただいております。  
2番につきましては、▲▲となっておりますが、譲渡人、譲受人共に▲▲の方で、▲▲地区の農地でございましたので、高橋茂推進委員に調査をお願いいたしました。こちらは休耕ではありましたがものの草刈りはされておまして、周辺農地に影響が無いことを確認したとご報告を頂戴しております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、議第40号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員（多数）と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第6 議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第41号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページをご覧ください。  
1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑 482㎡ を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲ 外3筆 畑 合計2,193.79㎡ を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第41号1番及び2番の全2件に係る現地調査について、12番伊藤圭一委員より、報告をお願いいたします。

12番 (伊藤圭一委員) 10月18日に、私と鈴木正徳委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、5条2件の現地調査を行いました。2件とも、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第7 議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年10月12日付け農第684号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定10件、所有権移転1件の全11件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長 (高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第42号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は5ページからで、8ページにつきましては、総括表となっております。8ページをご覧ください。賃借権設定が10件で計画面積が田17,786㎡、畑6,838.05㎡、合わせて24,624.05㎡となっております。

また、所有権移転が1件で、計画面積が果樹1,466㎡となっております。

9ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の賃借権の設定につきましては、中間管理事業によるものでございます。これまでは一旦、賃貸人と中間管理機構とで利用集積計画による賃借権を設定し、さらに中間管理機構と賃借人との間で利用配分計画による賃借権を設定するという形で、2回の手続きを要しましたが、今回から集積一括方式により利用集積計画で一括して手続きが行えるようになったものです。

1番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑299㎡ 外5筆の合計

514.05㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

2番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 464㎡ 外1筆 田 1,791㎡、畑464㎡、合計2,255㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 3,213㎡ 外1筆 合計5,120㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 297㎡ 外1筆 合計740㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,740㎡ 外1筆 合計1,890㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 6,016㎡ について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,992㎡ について、新規の5年契約で、12月20日支払、金納となっております。

山内事務局長補佐

8番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,008㎡外1筆 合計2,866㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

9番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,947㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定する形になっておりますが、これは、基盤整備事業の自作地の手続きのためにこのような表示になっているものです。▲▲字▲▲ 現況 田 284㎡について、新規の14年契約で、12月20日支払、金納となっております。

次に、10ページをご覧ください。所有権移転の申請1件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番は■■■■から■■■■に、▲▲字▲▲ 現況 樹園地 1,466㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は、口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第42号賃借権設定の8番と9番の2つの案件について、審議いたします。ここで、5番浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野 厚司 委員 退席……………

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの2つの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

ここで、5番 浅野 厚司 委員の復席を求めます。

……………浅野 厚司 委員 復席……………

議長（高橋会長）

次に、議第42号 賃借権設定の1番から7番、及び10番、所有権移転の1番の計9つの案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和3年10月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会：ときに午後1時51分）